

鷺原八幡宮から見る、幕末の津和野藩と明治時代の神社整理政策の影響

島根県立津和野高等学校2年 やまもと 山本 あきよ 瞭世

1. はじめに

島根県西部にある津和野町の鷺原という地区に鷺原八幡宮という神社がある。この神社の歴史は古く、天暦年中にこの地方で勢力をもっていた土豪が大分県の宇佐八幡宮から勧請し、小祠を建てたことが始まりとされている。

筆者は幼少期、父母の仕事はこの八幡宮の近くにある祖父母の家に預けられており、しばしば散歩先にもなっていたので、鷺原八幡宮は筆者にとって非常に馴染み深い存在であった。中学生時代には、職場体験先でこの鷺原八幡宮について教えていただく機会があり、歴史や小話など様々なことを知ることができた。その体験中に、「津和野百景図」に描かれた鷺原八幡宮のことを「たくさんの神社が集まった神社のテーマパークのような場所」だと表現されたことが深く印象に残り、次第になぜ鷺原八幡宮にはたくさんの神社が集まることになったのか知りたいと思うようになった。

この文章は、この謎を解明していく中で分かったこととその考察、今後の課題をまとめたものである。調査に当たっては、関連する文献調査、古文書読解と現代語訳、鷺原八幡宮でのフィールドワーク等を実施している。また、補助的な調査として、鷺原八幡宮の地区総代長の方へのヒアリングも行った。

どのような理由で鷺原八幡宮に神社が集まったのか、またそこにはどんな流れがあったのか。先達の研究を参考にしながら考えていきたい。

2. 鷺原八幡宮と「津和野百景図」の概要

2-1. 鷺原八幡宮の概要

鷺原八幡宮は、先にも述べたように島根県津和野町の鷺原にある八幡宮で、由緒書きによると山根六左衛門というこの地方の土豪が天暦年中に宇佐八幡宮を勧請し小祠を設けたことに始まる。定説ではその後の弘安5年（1282）に吉見氏入国の際に鎌倉の鶴岡八幡宮が津和野町の木部地区に勧請され、嘉慶元年（1387）、三本松城築城後に3代直頼が社殿を現在地に造営遷営したと伝わっている。天文23年（1554）戦火により焼失したが永禄11年（1568）に再建され、正徳元年（1711）に大規模な改修が行われた。本殿と楼門は永禄年間まで遡る数少ない建築様式の遺構としても重要で、向拝の蟬股・手挟には室町期の技法が見られる。

2-2. 「津和野百景図」の概要

「津和野百景図」とは最後の津和野藩主亀井茲監に御数寄屋番として仕えた栗本里治が、維新後の京都で当時の記憶や外出時に描いたスケッチをもとに描いた百枚の絵に、詳細な解説を加えてまとめたものである。

描かれているのはおよそ150年前の幕末の津和野藩の様子だが、現在にも残るものが多く、町を歩くと当時の町並みの面影を感じることができる。こういった点が評価され「津和野百景図」を現在の町内の文化財などと対比させたストーリーとしてまとめた〈津和野今昔～百景図を歩く～〉は、日本遺産に認定されている。

〈図1 「津和野百景図」の第三十五、鷺原八幡宮其の他〉



「津和野百景図」には「第三十五、鷺原八幡宮其の他」に鷺原八幡宮の境内の様子が描かれている。

3. 「津和野百景図」に描かれた時期と現在との鷺原八幡宮についての比較

本章では、百景図に描かれている鷺原八幡宮と現在の鷺原八幡宮にどのような違いが見られるのかを見ていくことにする。

3-1. 「津和野百景図」に描かれた時期の鷺原八幡宮

「津和野百景図」の作者自らの解説によると、

鷺原八幡宮ハ城山の麓にあり中央の大社は（ロ印）八幡宮なりこの宮ハ元中四年丁卯二月廿四日吉見正頼相州鎌倉鶴ヶ岡より勧請するもの也其右ハ（ホ号）下山神社也是ハ亀井家の勧請なり此神社は明治四年亀井家東京へ移住の時同処へ移転となる鷺原にてありし時の祭日ハ毎年九月六日にて徒士目付箱提燈にて参詣するを例とす馬場脇の建物は（イ印）馬見処なり（ロ印）八幡宮樓門件拜殿ハ竹田の番匠の造る処といひ伝ふ其の前左右にあるは（へ印）木馬堂也拜殿の（ハ印）左右にあるは通夜堂なり（ニ印）廣き建物ハ額堂にて千疊敷と稱するなり其うしろにある小堂ハ（ト印）

巖島神社也上の方初めにあるは（チ印）金比羅神社山上にあるハ（リ印）愛
 宕神社其の次ハ（ヌ印）天満宮其の次ハ（ル印）淡島神社其の次ハ鷺
 大明神也後に天満宮ハ八幡宮へ合社とせられ其の跡へ風呂屋橋稲荷神社
 を移転となるこは慶応年間の現状なり
 享保元年丙申六月八幡宮へ社料米拾石を寄附せらる其の
 際祇園社埴安社へも同様寄附ありたり
 大正二年六月 格齋栗本里治しるす（印）

と書かれている。この意味を現代語訳して、要約すると以下の通りである。

鷺原八幡宮は津和野城の城山の麓にあり中央の大社が八幡宮である。この宮は元中4年（1387年）に吉見正頼が鎌倉の鶴岡八幡宮から勧請した。その右に亀井家が勧請した下山神社がある。この神社は明治4年（1871）に亀井家が東京へ移住した際東京へ移動した。千畳敷の後ろにある小堂が巖島神社、上の右にあるのが金比羅神社、山上にあるのが愛宕神社、愛宕神社に続く鳥居の左にあるのが天満宮、その左が淡島神社、さらにその左が鷺大明神である。後に天満宮は八幡宮へ合祀されそこに稲荷神社が移転された。これは慶応年間の状態である。

ここから当時鷺原八幡宮の境内には鷺原八幡宮、下山神社、巖島神社、金比羅神社、愛宕神社、天満宮、淡島神社、鷺大明神があったことがわかる。これを百景図を基に、筆者が模式図で表したのが図2である。

〈図2 「津和野百景図」当時の鷺原八幡宮の模式図〉

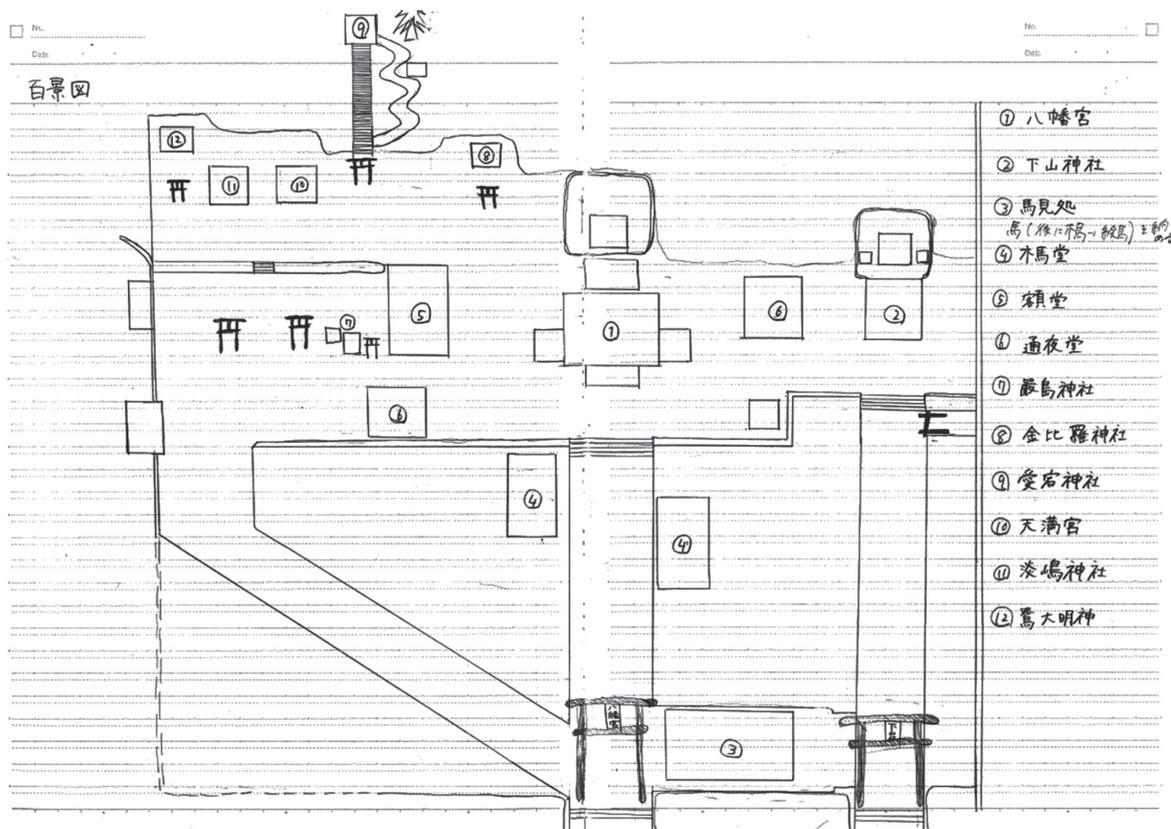


図2を踏まえつつ、鷺原八幡宮社務所による「鷺原八幡宮と氏子 神道のしきたり」の追記を引用する形で鷺原八幡宮に合祀された近辺の神社については以下の表1のように、整理できる。

〈表1 鷺原八幡宮に合祀された近辺の神社に関する一覧〉

神社名	主祭神	説明
金毘羅神社	大物主命	(大国主と異名同神) 海難雨乞の守護神。本殿西に座し合併後は稲生社が鎮座
巖島神社	市杵島姫命	楼門横の広き額堂後ろにあって小社なり。と百景図にある
鷺神社	稲脊脛命	疱瘡の神様として淡島神社の横に鎮座。詳細不明
天満宮	菅原道真	元禄8年(1695) 亀井隠岐守茲親、京都北野天満宮より勧請。最初鷺原天光山に鎮座その後境内に移し、慶応3年(1867) 社殿老朽に伴い八幡宮に合併
愛宕神社	加具土命	慶長9年坂崎対馬守勧請。大杉の前に鎮座
恒産神社	大国主命 事代主命	天和2年(1682) 亀井隠岐守茲親勧請、明治4年(1871) 奇茸神社と改名。町田横堀滝の前鎮座のところ、慶応3年神社改正の際合併
道祖神社	佐佐比古命 天於受女命	鷺原片河内幸のカケに鎮座。明治元年神社改正により愛宕神社に合併。その後明治4年分幣し佐幣神社と改称
大蔵神社	大己貴命	大陰に鎮座、その後三谷に移す。明治40年八幡宮に合併
疫神社	素戔鳴尊	大蔵神社と同殿に祀る。高峰溢ヶ岡に鎮座。明治41年八幡宮に合併
石上神社		大陰瀬戸に鎮座
山神社	大山祇神	石上神社と同殿に祀る
水神社	水波乃女命	大陰上野原に鎮座
河内神社	大己貴命	大蔵神社の境内に鎮座。慶応3年大蔵神社に合併
大社	大国主命	出雲大社より勧請、田二穂三浦年孫庭内に鎮座。慶応3年疫神社に合併
水神社	水波乃女命	高峰字神田、田中森林に鎮座。慶応3年荒人神社に合併
河内神社	大己貴命	高峰河内山に鎮座。明治39年荒人神社に合併
荒神社		河内神社と合併
荒人神社		勧請年不明。高峰荒人森に鎮座。明治39年1月高峰背戸山に遷座。明治41年八幡宮に合併

なお、津和野百景図の解説には、「後に天満宮ハ八幡宮へ合社とせられ其の跡へ風呂屋橋稲荷神社を移転となる」とあるが、百景図の絵には栗本の記憶違いによる間違いがある場合があること

や、現在稲生神社がある場所が金比羅神社が描かれている場所とほとんど同じであることから、上の表にあるように稲生神社は金比羅神社跡に移されたと思われる。

また、これを見ると、鷺原八幡宮に合祀された時期がわかっている神社のみで考えると、合祀された時期は慶応3年と明治39～41年の大きく2つに分けられることがわかる。この時期を基に、なぜ神社が集まって来たのか歴史的経緯を次章で扱っていきたい。

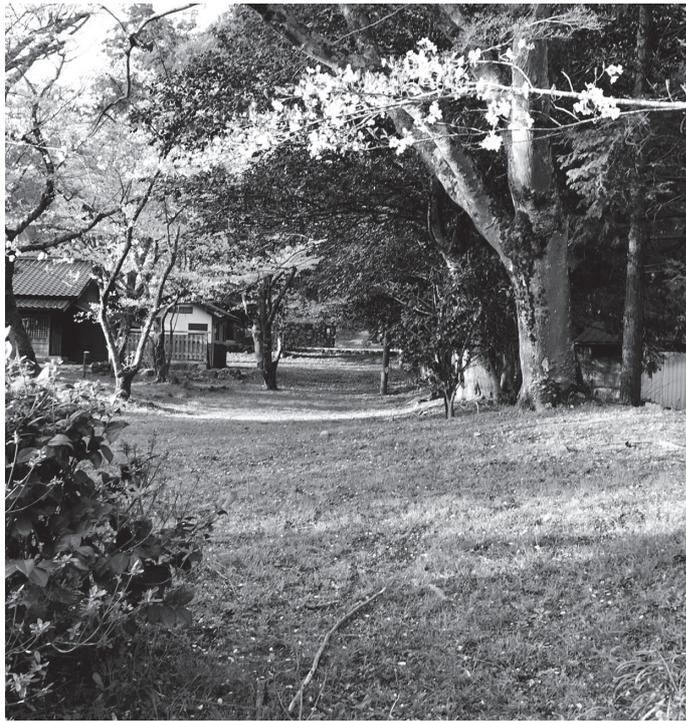
3-2. 現在の鷺原八幡宮

筆者は、令和2年7月から断続的に鷺原八幡宮周辺でのフィールドワークを実施した。その様子を基に、現在の鷺原八幡宮を紹介したい。

現在では下山神社は跡地が残っているのみでそこに続いていた参道や鳥居も無くなっており、木々の生え方からそこに参道があったことが窺える程度である。撰末社は稲生神社、淡島神社、名称不明の小祠がある。以下の表2で、詳細を紹介する。

〈表2 現在の鷺原八幡宮の様子を示す写真と説明〉

	<p>〈写真1〉 鷺原八幡宮。写真は楼門。</p>
	<p>〈写真2〉 下山神社跡（右）。 本源は鳥取県大山神山神社奥宮の末社。大坂夏の陣では下山神社に祈願した鳥取鹿野城主亀井政矩の馬前に現れた白狐が大勝に導いたとされ、元和2年に下山神社社殿を遷営する。しかし翌年津和野移封となり、その後正保3年に亀井3代茲政が鷺原に造営した。現在は東京亀井邸にある。</p>



〈写真3〉

下山神社への参道跡。左側に桜が生えている点も百景図と合致する。



〈写真4〉

稲生神社。
全国に20数か所しかない珍しい神社。
稲荷神社と同じ宇迦之御魂神が祀られている。
看板にはここには江戸中期まで天満宮があったが老朽化のため八幡宮へ合併されこの神社が祀られたとある。
総代長によると周囲に立てられた風車は願いが叶うよう願掛けで始めた一人を他の人も真似するようになって今の状態になっているそう。



〈写真5〉

淡島神社。総本社は和歌山県和歌山市加太町の神社。針供養や雛流しで知られ、婦人病や安産の祈願の神として信仰される。
祭礼は7月3日に行われている。



〈写真6〉

詳細不明。百景図では鷲大明神が描かれている辺りになる。



〈写真7〉

一本杉の根本。近くの看板には江戸時代ここに火之迦具土神を祀る愛宕神社があったと書かれている。

天文23年（1554）に山口の陶晴賢の津和野城攻めの際に鷲原八幡宮と裏山が焼かれ、一本だけ焼け残ったこの杉の根本に愛宕神社が建てられた。一本だけ焼け残った杉の根本に火の神を祀ったのには関係があるのか興味が湧く。

4. 幕末から明治にかけての神社整理に関わる歴史的経緯

本章では、前章で新たな問いとして現れた、「なぜ慶応3年と明治39年～41年の2つの時期に鷺原八幡宮に神社が合祀される時期は集中しているのか」について歴史的経緯を紐解きながら、考えていきたい。

4-1. 津和野藩における神社整理

ここでは、まず津和野藩において行われた神社整理について述べたい。

羽原は『「津和野」を生きる：四〇〇年の歴史と人びと』のなかで津和野に国学が普及していった背景の一つに、亀井茲監が生まれた久留米藩で茲監が受けた影響について言及している。

茲監は久留米藩主有馬頼徳の次男として生まれ、実兄である第10代久留米藩主頼永の強い影響を受けていた。また、当時久留米藩には水戸学を学び尊攘派として活動していた真木和泉がおり、開国を迫る列強に対して反発の空気が流れていた。茲監は真木と交流があったことから、これらのことが影響して茲監が国学を重視するようになっていったのではないかと述べている。

また羽原は、前掲書の中で津和野藩で国学が普及した背景について他にも2点挙げている。一つは津和野藩には国学や神道を受け入れやすい素地があったことである。もともと津和野藩での藩学の主流は朱子学であったが、その学統は幕末の尊皇攘夷思想に大きな影響を与えた山崎闇斎につながるものであった。氏は神道と儒学は本来別々のものだがどちらも君臣一体となって人倫道德の正道を求めるといふことに行き着くところに共通するものがあり、神道を重視する国学が台頭しても衝突することなく受け入れられたであろうと述べている。

もう一つには津和野の国学者群の存在を挙げている。津和野藩出身の国学者には岡熊臣や大国隆正、福羽美静などがいる。津和野藩では嘉永2年（1849）に藩校改革が行われ、国学が重んじられるようになった。この改革の際茲監からの要請で初代国学教師に岡が就任し、その後も大国隆正や福羽美静らが教鞭をとり、津和野の学風は国学と神道説を中核とするようになっていった。

羽原は、これらの3点が主な背景となって津和野に国学が普及していったと述べている。

「津和野藩の寺院處分 佐伯利麿氏談」によると、その後元治元年（1864）に茲監から命じられ福羽美静が藩士の葬祭は必ず神式で行うことを決定し、儀式の制定を行って慶応3年（1867）6月これを発布したとある。

慶応3年6月に藩内一般に示された「さとし書」には以下のようなことが書かれている。

元和3年に亀井家が入国した際には社の数は100あまりで各村に一社くらいだったので手入れも行き届き大切にされていたが、今では1000あまりの社があって人びとは流行に流され新しい神社には大勢の人が参詣しているのに対して昔からその土地を守ってきた神に詣でる人は少なくなった。そして流行の神社は僅かのうちに廃れている。昨夏には戦も始まりいろいろなものが値上がりしたので領内のすべての社寺に藩が手を入れることはできない。このままでは社寺も壊れ果てて神体や仏像も雨露にさらされることとなり大変に恐れ多く、どのようなお咎めがあるかもわからない。そこで新しく勧請された神社は昔からある神社へ合祀し、同様に寺院においても小さいものは同じ宗旨の寺へと集める。そうすることで人びともいつまでも変わらずに敬う心を尽くすことができるようになり、あちこちにある神社に参る必要がなくなるため一つの神社に参詣すれば複数の神々を同じように大切にできることになるので神々へ願いが届きやすくなり、神々もお慶びになるので様々なことからお守りくださる。

また、神仏分離については、「神の道とほとけのみちとに、わかちあることをよく／＼わきまへ」というように触れられている。

この「さとし書」は庶民に向けて示されたものなので詳しいことは言及されていないが、同じく慶応3年に大目付によって書かれた「於杼呂我中」には「神佛ノ混同ヲ禁ジ、別當社僧ノ類ハ還俗セシメ」と神仏を分離することを明記している。またこれらの決定についての羽田恒左衛門の覚書には「元和三年以後勸請之社は、古來之社へ御相殿」されたと書かれている。

ここで再び鷺原八幡宮に合祀された近辺の神社を見てみると、この慶応3年の神社整理の影響を受けたのが天満宮、恒産神社、大蔵神社の境内に鎮座していた河内神社、大社、高峰字神田、田中森林に鎮座していた水神社だと考えられる。

この改革では社寺の整理だけではなく葬祭の改革も実施された。安丸の『神々の明治維新一神仏分離と廃仏毀釈一』には神葬祭は各家で行うこととされ、そのため「祖霊祭祀の様式を記した「霊祭要録」、葬送儀礼を記した「葬儀要録」、葬祭のさいに奉読する祭文の文案を記した「略祭文」を定めて、葬祭儀礼のモデルを具体的に提示した」とある。神葬祭についてはこれ以前に岡が復活を主張しており、羽原の前掲書によると神葬祭の具体化は実に37年越しのことであったという。

しかしその内容は「津和野藩の寺院處分 佐伯利麿氏談」によると「主として水戸藩に行はるゝ儒教の葬祭を参酌し、更に神道に依りましたもの」であり、安丸前掲書によれば、「迷信じみた民俗儀礼もある程度まではとりこまれていた」ものであったとされ、それまで行われていた葬祭と大きな違いがあったわけではなかった。

このときから藩主や藩士の葬祭は神式で行われることとなり、「津和野藩の寺院處分 佐伯利麿氏談」には藩主や藩士たちはそれぞれの菩提寺との関係を切り、困難する僧侶には一時救助金も出されたと書かれている。彼らが菩提寺との関係を切ったときのことは

乍併菩提寺と云ふも、別に宗教信仰の関係があつたものではありませんでしたから、その菩提寺の関係を断つが如き、實に平易のことゝせられてゐました

とある。ここでは藩士たちにとっては菩提寺と言っても信仰宗教とは関係がなかったので関係を断つことにはなんの問題もなかったとされているが「せられてゐました」という書き方やわざわざ「實に」とつけていることから、本当に藩士全員にとってなんの問題もなかったのかは疑問に残る点である。

またこの改革による仏教勢力への影響について同文では「別に廢佛毀釋と云ふ程でもありませんでしたが、佛教の僧侶は、大に打撃を受けましたでしょう」と述べており、安丸前掲書にも以下の通り言及されている。

たとえば一向宗については、寺院住職のほかは法談をしてはならない、きめられた法会のさいのほかは、俗家はもとより寺院でも多人数を集めて法談をしてはならない、盆の「棚経」のために僧侶が俗家を訪れてはならないなどとして、日常の宗教活動に大きな制限が加えられた。

これらのことから慶応3年の神社整理は神社を持続的に運営していくために行われたもので過激な廃仏毀釈運動が起こったわけではなかったが、宗教活動の面を見ると仏教への弾圧は行われたと言える。

慶応4年になると神祇事務局議定であった茲監は「封内衰頹ノ佛寺を廢合シ、釋侶ノ還俗ヲ許シ、及ヒ葬祭ノ儀、神佛ヲ并用セン」ことを請願し認められる。この文のなかに「自國庶民ニ至迄、志次第、葬祭ノ式ハ佛法ヲ相轉シ、古典ニ基キ、神道ニ爲致」とあることから、前年の改革で神葬祭を行うようになったのは藩士だけだったのが、この時から「志次第」で庶民も神葬祭を行えるようになったことがわかる。

しかし、安丸は、『神々の明治維新一神仏分離と廃仏毀釈一』のなかで、「実際には、一藩を完全な神葬祭に改め、仏教を廢滅することがめざされていた」と述べている。また、慶応3年に出された「さとし書」にも神道と仏教は違うものであることをよくわきまえよ、と書いたうえで「御上をだいじにし、おのれおのれの先祖はじめを、おもんじ」としていることから既に慶応3年の時点で民衆にも仏教よりも神道を重んじさせ祖霊信仰を行わせようとする考えがあったのではないかと思われる。

その後明治に入ると全領民に神葬が強制されることになり、一藩を完全に神葬にするという目標が達成された。しかし、藩政廢止後、仏葬に戻ってしまう者が多かった。これは領民たちが自発的に変更したものだっただけではなかったうえに、各家で葬祭を行うことを続けていくことが民衆にとって負担になったからだと思われる。

この事態を受けて、津和野藩は神葬祭の様式と担い手を確実にするため総霊社を建立し、神葬祭が続けられる状態にしようとした。

4-2. 明治時代における神社整理

以下の表3は、安丸の『神々の明治維新一神仏分離と廃仏毀釈一』と藤本の「明治末期における神社整理の基準と反響」、森田・後藤・山崎・野田の「再祀後の神社の運営に関する基礎的研究—明治末期の神社整理の対象となった和歌山市の神社の変遷—」を参考にまとめた年表である。

〈表3 慶応年間から明治時代にかけての神社整理に関する年表〉

慶応4年正月17日	神祇科設置 (太政官のもとに置かれた科の筆頭)
慶応4年2月3日	神祇科から神祇事務局に 太政官に教導局が設けられる
慶応4年3月13日	王政復古、祭政一致、神祇官再興の理念、全国の神社・神職の神祇官への付属の原則を述べる (その後の宗教政策の最も基本的な原理)
慶応4年3月14日	五箇条の御誓文発布 (神権的天皇制を全面に押したため、天皇が神に誓うという形で行われた)
慶応4年3月17日	諸国大小の神社に別当・社僧として神勤している僧職身分の者の還俗を命じる
慶応4年3月28日	各々の神社が何を祀っているのか由緒委細に書いて申し出ること、仏像を神体としている神社は改め、仏具は早々に取り除くことを命じる
慶応4年閏4月4日	別当・社僧は還俗のうえ、神主・社人として神勤しそれに納得できないものは立ち退くよう命じる

慶応4年閏4月19日	神職のものは家族も神葬祭に改めることを命じる
慶応4年閏4月21日	神祇事務局から神祇官に (古代律令制下の神祇官と比べるとランクダウン)
明治2年3月	太政官に教導局設置
明治2年5月	皇道興隆以下の五問が諮られる (皇道興隆の諮問では暗に外教(=仏教)の排除が皇道実現の前提とされていた)
明治2年6月28日	天皇が天神地祇と歴代の皇霊に祭政一致以下の国是の確定を報告
明治2年7月8日	神祇官が太政官よりも上に置かれる 宣教使が設けられる(職制・官員のない名目的なもの) (より古代の神祇官に近いものに)
明治2年9月	神祇官の官員が宣教使を兼務することに (その後すぐに神祇官の付随へ)
明治3年12月	官員削減により神祇官のなかでも特に急進派が失職
明治3年正月3日	大教宣布の詔 (宣教を推進したがあまり実績は上がらず、働きもあまりよくなかった)
明治4年5月14日	国家が祭祀すべき神々の体系を定める すべての神社の神職の世襲制を禁止 (全国の神社と神職は国家機関となり、行政の管理下に)
明治4年7月	氏子調規則が定められる
明治4年8月	神祇官から神祇省に
明治5年3月14日	神祇省が廃止され教部省が新設 宣教使から教導職に
明治5年4月28日	「教則三条」布告 (国民教化政策の強化と方向性が明確に示される)
明治5年11月	国民教化のために大教院が創設 (神仏混淆の布教所のような性格に)
明治8年5月	大教院解散
明治10年1月	教部省廃止、職務は内務省社寺局に吸収
明治18年	教導職廃止
明治34年	荒廃した神社を維持確実な神社へ合祀 (適切な祭祀の実行によって敬神観念を高めることをめざした)
明治39年4月	府県社以下神社の神饌幣帛料に関する勅令第九六号
明治39年8月	勅令第二二〇号「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」

明治新政府は天皇を中心とした新しい国家をつくる際、国民の忠誠を得るために国学者や神道家の祭政一致思想や復古神道の教説を取り込み、天皇の権威を高めようとした。明治政府の神祇行政はそれ以前に独自で神仏分離、神社整理を行った津和野藩のものを参考にして行われた。津和野藩でこれらの政策を行った中心人物である茲監や美静は、小藩の者でありながら神祇事務局に登用され、神道国教化政策を推進する重要職務にあたった。

年表を見ると、神道国教化政策を進めるにあたってまず祭祀や宗教政策、国民強化を行う神祇科を設置し、その後神仏分離や神社を国家の統制下に置くための政策が打ち出されたことがわかる。また、慶応4年（1868）に出された神仏分離政策ではその他のものは神社に勤める者についての政策であるのに対し、3月28日の政策は信仰対象についてのものとなっている。

明治初期の神道家らによって進められた神祇行政は大教院の設置により神仏分離の大原則が崩れ、教部省の廃止によって頓挫してしまう。しかし、教部省の廃止によって祭と政が区別されるようになったことで、祭祀の体系を制度的に整備することが可能になる。

明治4年（1871）7月に出された氏子調規則によって新生児は産土社で守札をもらい、死亡したらそれを返却することになり、神社が宗門改制に替わる国家の戸籍把握と結びつく。

明治4年「神社ハ国家ノ宗祀」であると表明し、全国の神社が格付けられたが、その後30年間は「国家の宗祀」であることを確固とする制度はなかった。その間の公費による神社の維持をめざす神社会の活動により明治34年、内務省神社局は荒廃した神社を維持確実な神社へ合祀し、適切な祭祀の実行によって敬神観念を高めようとした神社整理政策を掲げる。しかしこの政策はほとんど成果を上げることができなかった。

その後、明治39年原敬内閣は神饌料帛供進社を選定し、勅令によって神社整理を推進する。ここに地方改良運動が影響して一村一社を基本とする整理政策に発展。このときの神社整理に影響を受けたのが大歳神社、疫神社、高峰河内山の河内神社、荒人神社であると考えられる。

5. 考察と今後の課題

これまでの調査の中で、津和野藩の神道を重視した政策は、津和野藩主亀井茲監が実兄の有馬頼永や真木和泉らに影響を受けた上に、津和野藩に分厚く存在していた国学者の存在によって実行に移すことができたと考えられる。また、そのような政策を行っても不満や反発が噴出しなかったことには藩校養老館での教育も一役買っていると思われる。

さらに、明治初期の明治政府における政策では、津和野藩と同じく神社を信仰の対象として制度を整えていたが、次第に国民を統制するためのものとしての側面が強くなっていき、森田・五島・山崎・野田の「再祀後の神社の運営に関する基礎的研究—明治末期の神社整理の対象となった和歌山市の神社の変遷—」では、明治39年の神社整理が「一つの神社を村人の精神的な中心と位置づけ統治を合理的に行おう」としたものだと言われている。

しかし、現代の私達にとって神社は、昔のような信仰の対象に戻っている。これは戦後のGHQによる政教分離政策の徹底による結果によるものだが、神社が地域の中心であるという意識が薄れてきているのは、現代人にとって神社の重要性が薄れてきているからとも考えられる。

今回、鷲原八幡宮について調べるにあたって、総代長である方のお話を伺った際に、「昔は病気になっても今のような薬などもなく、災害の際にも何が起きているのか分からなかったから熱心に神様に祈る人が多かったが、最近は科学が発展していろんなことが科学的に解明されたことで昔と比べて信仰心が薄れてきた」ということを言っておられた。確かに最近は初詣の時くらいしか神社

に行く機会もなくなってきているし、神社内外で地域の人と会うことも少なくなったように思う。このままでは地域の人々の支えとなってきた神社がなくなってしまうため、今後の神社のあり方についても考えていきたい。

今回あまり触れることのできなかった神社合祀後、人々にどのような影響があり、生活にはどんな変化が生まれたのかも調べてみたい。

参考文献

- ・羽原清雅 (2009)、『「津和野」を生きる：四〇〇年の歴史と人びと』、文藝春秋企画出版部
- ・辻善之助、村上专精、鷺尾順敬 (1984)、『新編明治維新神仏分離史料第九卷中国・四国編』、名著出版
- ・津和野町郷土館 (2010)、『津和野百景図』、津和野町教育委員会企画・編集
- ・『鹿足郡誌』
- ・『津和野町史』
- ・鷺原八幡宮社務所、田中豊司 (2017)、『鷺原八幡宮と氏子 神道のしきたり』、鷺原八幡宮社務所
- ・鷺原八幡宮社務所 (1977)、『鷺原八幡宮由緒及流鏑馬由緒』、鷺原八幡宮社務所
- ・岩谷泰之 (2016)、「森鷗外と仏教：帝室博物館総長時代を中心に」、『国文学試論 (25)』
- ・安丸良夫 (1979)、『神々の明治維新一神仏分離と廃仏毀釈一』、岩波書店
- ・森田椋也、後藤晴彦、山崎義人、野田満 (2014)、「再祀後の神社の運営に関する基礎的研究—明治末期の神社整理の対象となった和歌山市の神社の変遷—」、日本都市計画学会『都市計画論文集 Vol.149 No3』
- ・北浦康孝 (2008)、「神社整理問題の射程—埼玉県北足立郡内間木村の事例を通して」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要第4分冊』
- ・堀岡喜美子 (2018)、「明治維新「神子禁止令」の思想背景と社会的意味：「淫祀論争」と大阪の動向から」、『佛教大学大学院紀要. 文学研究科篇 (46)』
- ・藤本頼生 (2006)、「明治末期における神社整理の基準と反響」、日本宗教学会『宗教研究79 (4)』

論文要旨

—研究目的—

私たちがこの研究をした動機は二つある。一つ目は、私たちの住んでいる沖縄というユニークな地域について強く関心をもったからだ。かつて琉球だった沖縄は独特な文化が今も色濃く残っている。そのような特別な地域に生まれたことを実感し、取り巻く環境の中で自分達のルーツについて興味をもつようになった。そこからインターネットを用いて調べていく中で、沖縄苗字の特有さに興味を持った。

それを踏まえ、沖縄には本土にはない様々な苗字が存在していて、なぜこんなにも違いがあるのかという疑問が湧いた。沖縄県民は友達や同僚のことを呼ぶ際、苗字ではなく下の名前で呼ぶことがほとんどである。その理由として、人との距離が近いという沖縄の県民性の他に、沖縄は同じ苗字をもつ者が多く、苗字だとだれだか分からなくなってしまうといったことがあるからだ。今まで考えもしなかった「普通」についてそれが特別なことだと知り、この複雑な気持ちを解消したいという気持ちが強くなり、今回の研究に至った。

—本稿執筆要項—

1. 調査方法
2. 三文字の苗字についての調査と結果
3. 「城」を含む苗字についての調査と結果
4. 沖縄県苗字ランキングと与那原町苗字ランキングとの比較
5. 今回の研究の所感・参考文献

苗字はどこからきたのだろうか。沖縄独自の文化、歴史的背景が関わっているのかもしれない。ここで言う苗字は家の名を表す姓のことを言う。先行の研究では、琉球の時代の貴族の家名から伝わったことが明らかになっている。しかし、そこからどう伝わったのか考えたことはあるだろうか。本土にはない珍しい苗字がなぜあるのか。それは深く知られていない。そこで、本研究は沖縄県与那原町に焦点を当て、三文字の苗字の謎、沖縄県に多い「城」がつく苗字の理由、地域によって苗字の違いはあるのかについて調査を行った。その結果、沖縄の独特な苗字は、琉球侵攻という薩摩の軍事攻撃によって人工的に作り上げたものだということが分かった。何気ない好奇心から沖縄の苗字の真実に迫ることができた。

0. はじめに

我々の住む地域は場所により、それぞれの歴史や文化がある。それは、同じ日本という国にいても、地域により異文化のように感じることもさもあるだろう。日本の中で異文化的存在の一つに、沖縄を考える人は多いのではないだろうか。筆者らも自身の住む沖縄が、本土と異なった歴史・文化を育んでいることに興味を持つようになった。

そこで本稿では、身近なことから歴史文化へのアプローチを試みるため、地元地域に焦点を当て「沖縄の苗字」を対象とし、沖縄の歴史・文化について深く理解するための調査を行うことにした。

1. 調査内容・方法

今回は筆者らのうちひとりの地元である沖縄県与那原町に焦点を当て調査を行った。調査に使用した苗字は、卒業アルバム等を活用し、与那原町立与那原中学校〈平成28年～令和元年卒業の五学年〉である（以下、与那原苗字と略す）。そのうち把握できた分で、911人から328つの苗字が集まった。その中から、沖縄の苗字を調査するため、沖縄にルーツをもたない苗字は対象から除き、残る793人、236つの苗字から統計をとり、そこから導き出した「特徴」について、以下の三つを中心に深く調査を行うことにした。

（※沖縄と本土両方にルーツをもつ苗字の場合は、①本土にのみルーツをもつ苗字の中で一番数の多かった吉田（4名）よりも人数が多く、②異形・改姓前の苗字が対象苗字未満である場合の二つの条件を満たしたものは沖縄にルーツをもつ苗字として仮定する。）

①三文字の苗字

②「城」を含む苗字

③沖縄県名字ランキングとの比較

（与那原苗字との比較には、「名字由来netの沖縄県名字ランキング」を使用した）

2. 調査概要

上記三つの調査を行ったところ導き出した結果は、

①薩摩から琉球王府に対する命令によるものとの考えが多いが、それは一つの可能性に過ぎない。

②按司・拝所により、それぞれ城（グスク）を築いたことによるもの。

③苗字発祥元との位置差による可能性。

となった。

3. 調査詳細

【詳細① 三文字の苗字について】

苗字の調査に当たり、三文字の苗字が多く感じられた。そのため、割合を出してみることにした。全体の793人中156人（約20%）、236つの苗字の中で58つ（約25%）が三文字の苗字という結果になった。日本の苗字の9割が二文字といわれているなか、どちらでも2割以上という結果は、沖縄には三文字の苗字が多いといえるだろう。さらに、「名字由来net」を使い、東京都の名字ランキングトップ793位と比較したところ、三文字の苗字はわずか約3%しかいなかった。このことから、やはり沖縄には三文字の苗字が多いということがわかる。

では、なぜ沖縄には三文字の苗字が多いのか。調査を行うと、薩摩が大きく関わっているとする

資料が多く集まった。1609年（慶長14）、島津軍が琉球王国へ侵攻し、離島の島々、そして沖縄本島を次々と攻略する。琉球王国軍の抵抗もむなしく、四月四日、首里城が陥落、尚寧王は降伏した。1872年には、旧薩摩藩から明治政府直轄の支配下となり、琉球藩が設置される。三文字の苗字が薩摩によるものだと考えると、この間になんらかの沖縄の苗字に対する政策が行われたことになる。武智方寛の著書、『沖縄苗字のヒミツ』（2011）によると、1624年に、薩摩から琉球王府に対して苗字に関する命令で注目すべき事件が起こったと書かれている。本や資料などによって多少表現が異なっているが、本作によると①薩摩が琉球に対して「大和めきたる」苗字を禁止、②目的は日本人と琉球の人々を区別するため、③日本風の二文字の苗字を三文字の苗字に変更させたとまとめられていた。

①の「大和めきたる」というのは多くの本や資料で使われている表現であったが、本作で紹介されている実際に薩摩から琉球に対して出された命令を見てみると、1624年（寛永元）8月20日で薩摩家老が連名で琉球国王あてに出した「定」のうちの一部で、苗字にかかわるとされる部分は次のように記されていた。

〈一 日本名を日付日本支度仕候者、かたく可為停止事…〉

（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録後編4』鹿児島県、1984）

「日本名（やまとな）は、日本で使用されている苗字という意味で、たしかに「かたく」禁止とされていたが、文面をみる限り「大和めきたる」という表現や三文字に限定する命令は記されていなかった。ならばどこからやってきたのか著者が確認したところ、「大和めきたる」の生みの親は、沖縄研究者である真境名 安興（まじきな あんこう）の可能性があるとされた。真境名が『沖縄教育』（1924）の雑誌に掲載された「本県人の姓名に就いての史的考察」で述べた点を著者が整理したものによると、

- ①琉球の人々の名前は古い記録では、本土とさほど相違ない
- ②薩摩が徳川幕府への工作のために、琉球にさらに異国風にふるませた
- ③その一端として「大和めきたる名」を禁止して、難しく長い苗字に変更された
例えば…「横田→与古田」、「下田→志茂田」、「前田→真栄田」など
- ④沖縄の苗字が独特なのは、薩摩の命令以来300年の間に異様に製造されたため

と記されている。これが近代沖縄の苗字研究の中で、著者の確認したもっとも古い論考だったことから、薩摩の命令の原文にはなかった「大和めきたる」という表現がはじめて使われたとされる。

「大和めきたる」苗字禁止の目的として、②日本人と琉球の人々を区別するためとされているが、これには琉球を通じた中国との交易関係を維持する上で、琉球を日本ではなくあえて「異国風」に留めておきたいという狙いが薩摩側にあったとされている。その区別方法として、③日本風の二文字の苗字を三文字の苗字に変更させたとなっており、これは真境名の論考でも同様のことが述べられている。

これらのことから、沖縄の苗字に三文字が多い理由には、薩摩が関わっていることがわかった。しかし実は、本当に薩摩政策によるものなのかという疑問の声も上がっている。真境名の論文でも、似た記述はあるが、三文字に限定されたとは記されていない。しかし昭和初期の資料を見ると、

〈三字姓なるものは一部の人々の考へてゐる様に、必ずしも薩摩政策「大和めきたる風」禁止の結果のみではなく、その前から唐に倣ひ、自らも好んで用ひてゐた証拠が段々あるが…〉
(金城朝永「沖縄の長い小便」山里永吉編『月刊琉球』7月号 月刊琉球社、1937)

と記されている。著者がいうに、注目すべきは前半の部分であり、当時「一部の人々」のみが、三文字の苗字が「薩摩の政策「大和めきたる風」禁止の結果」だと考えていたことがわかる。これは、「三文字」という原文にない言葉が、勝手に独り歩きをしているようだとして著者は述べている。さらに著者は続けてこのように記している。

この問題に対して田名氏は異なった指摘をされています。薩摩の命令の出た17世紀前半は、苗字に充てる文字が混乱していて一定していませんが、後半になると文字が決まってきました。その当時の苗字には、大和風や二文字の苗字も数多くあり、〈薩摩藩の改姓への圧力はさして動いていない〉というのです(田名真之「姓氏と家譜」沖縄県姓氏家系大辞典編纂委員会編『沖縄県姓氏家系大辞典』角川書店、1992)。

田名氏の指摘もあるように、士族の家名を調べると、二文字のものが多く存在している。また、今回調査した与那原苗字のなかでも「上原・石川・川上」など、大和風の苗字が確認できる。「おそらく、薩摩が命令した直後にはそれなりの影響があったかもしれませんが、近代にいたるまで継続して薩摩が苗字の変更を迫っていたというわけではない」というのが著者の考えのようだ。結果、これらのことから沖縄に三文字の苗字が多い理由を、薩摩による「大和めきたる苗字の禁止」とするのは、一つの可能性として考えておくに留まっておいたほうがよいといえるだろう。

【詳細②「城」を含む苗字について】

苗字の調査を行うに当たり、「城」を含む苗字の多さが目に付いた。割合を出したところ、全体の793人中110人(約14%)、236つの苗字の中で10つ(約4%)が「城」を含む苗字という結果になった。これをみると、人数と苗字数に少し差があるように思うだろう。その理由に、今回調査した与那原苗字を降順に並べたところ、上位20位以内(対象が全体に対して何番目であるかを示すため、例えば一位が二つあった場合には、次の順位を三位からとする。)に城を含む苗字が6つもランクインしていたためである。また、こちらでも東京都の名字ランキングトップ793位と比較したところ、793位内に「城」を含む苗字はなかった。このことから、沖縄の苗字には「城」を含む苗字が多いといえる。

その理由を知るため筆者らはまず、「城」自体にその理由があるのではないかと考え、沖縄の城に関する資料からの調査を進めた。

沖縄の城といえば、「首里城」が挙がると思うが、首里城をみても、本土にある城とは異なる性質をもっている。首里城の方言読みは、「スイグシク」となり沖縄で城は「グシク・グスク」と呼ばれ、石積みや土を用いて建てられていた。『沖縄の名城を歩く』(2019)によると、グスクの多様な性格をめぐる「グスク論争」が巻き起こったという。その内容として、①城は按司の居城であるとする説、②グスクは聖域や墓所であるとする説、③グスクは集落とする説である。最終的にこれらの説は時期差の視点を導入することで矛盾をきたさず説明することが可能となり「当初の聖地・拝所・墓所あるいはこれらを含んだ防御集落がやがて発展し、城壁で囲い城塞化された按司や王の

居所となり、さらに倉庫や砲台など特定の目的に特化した」という流れで、ひとまず決着された。そのため、グスク内部には聖域や墓所があるところもあり、純粋な意味での軍事城塞とはいえない側面を持つ。

グスク時代（12世紀～14世紀）に、間切を統治し地元の農民を束ねていた「按司（あじ）」はそれぞれでグスクを築いていた。間切は現在の市町村に相当するため（ただし市町村の合併などにより、現在の市町村区割とはすこし異なる）、つまり市町村ごとに少なくとも一城は築かれていたとなる。となると、相当の数の城が存在しただろう。実際に、『沖縄の名城を歩く』（2019）には「グスクの具体的な姿を知る目的の下で実施されたグスク分布調査によって沖縄本島南部に一一三カ所、中部に六五カ所、北部に四五カ所と具体的な数値が出された」と記されている。沖縄の姓は、ほとんどが地名に基づいたものといわれている。そのため、「『～城』という地名があり、それにちなんだ苗字が残っており、城は本島だけでも二百以上もあるため、それだけ『城』を含む苗字の数も増えた」と考えられる。

しかし、それにしても「城」を含む苗字が沖縄に多く存在することは分かったが、なぜ上位に多く「城」のつく苗字があるのか（与那原苗字を降順に並べた結果では6つがランクインしていた）という疑問が残る。結論から言うと、今回の調査ではこの原因については解明することができなかった。これは今後の課題としてこれからも調査を行っていきたい。

【詳細③ 沖縄県名字ランキングとの比較について】

ここでは、与那原苗字の人数を降順にランキング付けしたものを、「名字由来net・沖縄県名字ランキング」と比較した。その際、それぞれの上位20位に焦点を当て、沖縄県名字ランキング（以下、沖縄名字と略す）と10位以上差がある与那原苗字を調査することにした。

結果は、沖縄名字よりも10位以上低い苗字が6つ、沖縄名字よりも10位以上高い苗字が10つの、計16つの苗字が調査対象として挙がった。ここで出た相違について、苗字の発祥地と与那原町との距離に関係しているのではないかと予測した。つまり、10位以上低い苗字は、発祥元を離島や中部、北部に持ち（与那原町は南部に位置する）、10位以上高い苗字は、発祥地を与那原町の隣接市町村や南部に持つ苗字の可能性もある。そこで、『日本姓氏語源辞典』から発祥地を調べ、市町村地図に書き込む作業を行った。すると、以下の結果になった。

調査の結果、10位以上低い苗字は離島や中部に多く見られる。同じ南部であっても、隣接市町村に発祥地をもつ苗字はひとつもなかった。それに対し、10位以上高い苗字は、隣接する市町村や南部に多く見られる。このことから、我々が予測を立てた「苗字の発祥地と与那原町との距離に関係しているのではないか」は当たっているといえるだろう。ちなみに、筆者らのうちひとりの苗字である「下地」は、沖縄苗字での順位が14位であるにもかかわらず、与那原苗字の調査では5人で28位、10位以上の差があり、ランキング内にランクインしていなかった。上の地図を見ると、「下地」は沖縄県宮古島市下地の発祥となっている。そこで、宮古島の苗字ランキングを見てみると、下地は1位であった。ランキングで上位に入る苗字であっても、沖縄全土に広く分布しているのではなく、ある一定の地域にのみ集中的に、そして爆発的に存在するため、ランキングが必然的に高くなる苗字があるということも、この調査によってわかった。

（※「當間」は『日本姓氏語源辞典』で「当間の異形」と記されていたため、今回當間は当間の発祥地で調査を行った。また、「仲村」も「中村の異形」と記されていたため、中村で調査を行ったが、発祥地を特定することができなかった。おそらく、地名をもとに発祥した苗字ではないのだら

う。今回、我々の調査能力では発祥元を辿ることができなかつたため、上記の市町村地図には記していない。)



10位以上低い	10位以上高い
①山城	①外間
②比嘉	②山内
③下地	③神谷
④新城	④喜屋武
⑤砂川	⑤仲里
⑥仲村	⑥儀間
/	⑦玉那覇
	⑧屋比久
	⑨當山
	⑩當間(当間)

4. 所感

今回の調査で、「苗字」を通して沖縄の歴史文化を深く理解し、学ぶことができた。

沖縄苗字の特徴ともいえる「三文字の苗字」が、薩摩により人工的に作り上げられたものである可能性が高いと知ったときは、沖縄独自の歴史や文化を通して生まれたものだと、これまで思っていたがために喪失感を感じたが、これもまた、ひとつの沖縄の歴史なのだと考えることができた。「城」を含む苗字の調査では、按司や間切の存在について学んだ。先月お盆で先祖のお墓を訪ねた際、「松平大主の由来」との説明書きがあった。そこには、我々の先祖である松平大主は「大城按司の重臣であった」と記されていた。今回、この調査を行ったことにより、自身の先祖がどのような人物であったのかを、少しばかりだが知ることができた。今後さらに、按司・間切に関することや、そこから自身の先祖へと繋げた調査を行ってみたい。

参考文献

『沖縄苗字の秘密』著・武地方寛

『沖縄の城跡』著・新城徳祐

『よみがえる中世の琉球』著・名喜正八郎

『沖縄の名城を歩く』著・上里 隆史

『茶と琉球人』著・武井弘一

『沖縄県姓氏家系大辞典』著・沖縄県姓氏家系編纂委員会編著

「Call of History —歴史の呼び声—」 <https://call-of-history.com/>

「家名」、球場出版 <https://kyuyou-shuppan.com/kamei.html>
「同姓同名探しと名前ランキング」 <https://namaeranking.com/>
「ニンベンがつく名字について」、仲村清司の沖縄移住録@2018 <https://nakamura.ti-da.net/e469986.html>
「名字由来net」 <https://myoji-yurai.net/prefectureRanking.htm>
「日本姓氏語源辞典」 <https://name-power.net/>
「ウィキペディア」、フリー百科事典ウィキペディア (Wikipedia) <https://ja.wikipedia.org/wiki/>